

# 令和8年度沖縄観光推進ロードマップ実施事業委託業務 企画提案仕様書

本公募は令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 1 委託業務名

令和8年度沖縄観光推進ロードマップ実施事業

## 2 目的

沖縄県は、沖縄観光の目指す将来像を「世界から選ばれる持続可能な観光地」とする、「第6次沖縄県観光振興基本計画（以下、「計画」という。）」を令和4年7月に策定している。

計画の「第8章 推進体制と計画管理」において、「計画の折り返しとなる5年以内に施策事業ごとに設定されている成果指標の検証を行い、必要に応じて計画の改訂等を行うものとする。」と位置付けており、また、計画策定後の社会情勢の変化やこれまでの施策による成果や残された課題及び新たな課題を踏まえ、施策展開の方向性を整理し、より実効性のある計画に改訂する必要がある。

また、「沖縄観光推進ロードマップ」（以下、「ロードマップ」という。）においては、示された各種施策を推進する取組の進捗等について、民間及び行政の関係機関が緊密に連携し、着実な実施を促進する必要がある。

このため、本事業では、計画改訂に当たり県内関係機関や団体と連携して計画改訂素案の作成や審議を行うとともに、ロードマップについては、施策を推進する取組の進捗状況や効果検証（PDCAサイクルの実施）の協議等を行う。

## 3 委託期間

契約の日から令和9年3月31日

## 4 委託提案の項目

- (1) 計画改訂に係る支援
- (2) PDCAサイクルの実施に係る支援
- (3) (1) 及び (2) に係る会議等の開催支援及び運営
- (4) 計画改訂素案の作成
- (5) PDCA実施報告書の作成・製本
- (6) 県内関係機関等向け説明会等の開催

(7) その他、沖縄県との協議及び指示による業務

5 委託業務の内容

(1) 計画改訂に係る支援

計画改訂素案の作成支援や、関係機関及び庁内関係課への照会結果のとりまとめ及び計画改訂案への反映、審議会に使用する概要資料作成等の支援を行う。

(2) PDCAサイクルの実施に係る支援

ロードマップに記載されている施策や主な取組の令和7年度の進捗状況や成果指標の達成状況について、検証票の整理、総括表の取りまとめ、PDCAサイクル実施結果の概要資料作成等の支援を行う。

(3) -1 審議会の開催支援及び運営

学識経験者等で構成する「沖縄県観光審議会」を3～4回程度開催し、上記(1)について協議する。

受託者は沖縄県との協議及び指示等を踏まえ、委員との日程調整、会場の確保、会議資料やシナリオ等の作成、議事録の作成等、オンライン参加者への対応など、会議の運営全般に必要な作業を行う。

その他、庁内における関連する会議（沖縄県観光推進本部）の開催にあたっては、会議資料の作成等の支援を行う。

(3) -2 会議の開催支援及び運営

関係機関や観光関連団体で構成する協議機関による会議（令和8年度は、「沖縄観光推進戦略会議」及び3つの「専門部会」）を年間各1回開催し、上記(2)について協議する。

受託者は沖縄県との協議及び指示等を踏まえ、委員との日程調整、委員謝金の支払、会場の確保、会議資料やシナリオ等の作成、議事録の作成等、オンライン参加者への対応など、会議の運営全般に必要な作業を行う。

また、庁内における関連する会議（沖縄県観光推進本部）の開催にあたっては、会議資料の作成等の支援を行う。

その他、(1)の計画改訂素案の作成に当たり、「沖縄観光推進戦略会議」及び3つの「専門部会」の構成員に意見照会を行うことを想定。

(4) 計画改訂素案の作成

観光審議会の議論を踏まえ、計画改訂素案として取り纏める。

(5) PDCA実施報告書の作成・製本

上記（２）を踏まえ、計画の目標を達成するために必要な諸施策の進捗状況等やその効果の検証・評価等を「PDCA実施報告書」として取り纏めるとともに、製本等を行う。

（６）県内関係機関等向け説明会等の開催

県内関係機関等向けに、計画改訂の概要や、ロードマップPDCA実施結果等について、県内市町村、観光協会、DMO等関係機関を対象とした説明会等を２回程度開催する。

受託者は沖縄県の指示等を踏まえ、関係者への周知や開催日の日程調整、会場の確保、オンライン参加者への対応、資料の作成等、より有効な説明会を行うために必要な作業を行う。

（７）その他、沖縄県との協議及び指示による業務

６ 成果品

上記においてとりまとめた結果等について、下記のとおり成果物として提出する。

（１）「PDCA実施報告書」200部

（２）「PDCA実施報告書」の電子データ

（３）その他関係資料 必要部数を協議し決定

※ 製本・印刷を要する成果物の部数は、沖縄県（文化観光スポーツ部観光政策課）及び受託者で協議の上、変更することがある。

※ 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

※ 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

※ 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

７ 業務の進め方

事業の実施にあたっては、沖縄県（文化観光スポーツ部観光政策課）と調整を十分に行うこと。

８ 業務の推進体制

（１）事業の実施にあたっては、沖縄県（文化観光スポーツ部観光政策課）と調整を十分に行うこと。

- (2) 責任者及び沖縄県内に勤務する職員等から正副3名以上の担当者を配置すること。なお、5(1)及び(2)の業務については、会議開催が同時期になることが見込まれることから、それぞれ正担当者を1名以上配置し、同時並行で遅滞なく対応できる体制を整えること。
- (3) コンソーシアムで本事業を受託する際には、コンソーシアムを構成する事業者間で協定書を締結し、実施体制と役割分担を明確にするとともに、当該協定書で規定する代表者が中心となり、沖縄県との綿密な連携の元に業務の遂行にあたること。

## 9 予算額

今回の企画提案については、13,702千円(消費税込み)の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約額とは異なる。

## 10 再委託の禁止について

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(契約の主たる部分)

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

### (2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

(再委託により履行することのできる業務の範囲)

契約金額の50%を超えない業務

その他、県が再委託により履行することができるかと決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

(その他、簡易な業務の範囲)

資料の収集・整理・発送

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

オンライン会議を行うための準備等、ロードマップの内容に直接関わらない業務

その他、県が簡易と決定した業務（アンケート配布業務等、単純作業的な業務）

11 その他留意事項等

(1) 業務着手に先立ち、実施計画書（実施内容、スケジュール、推進体制等）、責任者及び担当者名簿（氏名、役職、連絡先）を県に提出すること。

(2) その他委託業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、沖縄県（文化観光スポーツ部観光政策課）及び受託者で協議の上決定する。